

2009年11月17日

お客様各位

内外トランスライン 株式会社

マレーシア向け木材梱包規制に関するお知らせ

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、題記の件につきまして、DOA(The Department of Agriculture Malaysia)より、2010年1月1日マレーシア各港到着の貨物に対して、木材梱包に関する ISPM NO.15 を導入する旨通達がございましたので下記のとおりお知らせ致します。

敬具

記

- * 施行期間: 2010年1月1日 マレーシア各港 到着分より開始。(各港到着日ベース)
但し、6ヵ月間は猶予期間とし、本施行は 2010年7月1日より。
- * 規制内容:
 - ISPM NO.15 の規定マークが無い木材梱包は、下記のいずれかの処理が施され、全ての費用が荷主様のご負担となります。
 - ◇ 輸入許可前に現地で燻蒸処理が施される。
 - ◇ 廃棄処理。
 - ◇ 積み出し国への積み戻し。
 - ISPM NO. 15 の規定マークがありながらも害虫が発見された場合も、上記と同じ処理が施され、全ての費用は荷主様のご負担となります。

以上

尚、ご質問等ございましたら、最寄の各支店営業までお問合せ下さい。

本社	TEL : 06-6260-4706	神戸支店	TEL : 078-332-0040
東京支店	TEL : 03-3276-7317	広島営業所	TEL : 082-250-4470
横浜支店	TEL : 045-226-2051	門司営業所	TEL : 093-322-1420
名古屋支店	TEL : 052-232-7730	福岡営業所	TEL : 092-436-4480